

○独立行政法人環境再生保全機構職員退職手当規程

(平成16年4月1日規程第10号)

改正 平成25年9月10日規程第24号 平成27年3月31日規程第4号
平成28年12月28日規程第40号 平成30年1月31日規程第2号

(総則)

第1条 独立行政法人環境再生保全機構職員就業規則(平成16年規程第3号。以下「就業規則」という。)第2条第1項に規定する常勤の職員(以下「職員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。
(退職手当)

第2条 退職手当は、退職金及び弔慰金とする。

2 退職金は、勤続期間6月以上の職員が退職し、解雇され、又は死亡したときに、退職又は解雇による場合は直接本人に、死亡による場合はその遺族に支給する。ただし、就業規則第53条第1項第2号又は第3号に該当し、解雇された者に対しては、支給しない。

3 弔慰金は、職員が死亡したときに、その遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日における本俸の月額(以下「基準額」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が基準額に55を乗じて得た額を超えるときは、基準額に55を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続期間1年につき100分の140
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続期間1年につき100分の180
- (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続期間1年につき100分の200
- (5) 勤続30年を超える期間については、勤続期間1年につき100分の100

(退職金の増額)

第4条 職員が次の各号の一に該当する場合におけるその者の退職金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の規定により算出した額に、基準額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を加算して得た額とすることができる。

- (1) 負傷若しくは疾病によりその職務に堪えられないため退職したとき、又は
在職中に死亡したとき。
- (2) 勤続期間が10年以上であって定年により退職したとき。
- (3) 部、課等の廃止により配置転換が困難なため退職したとき。
- (4) 勤続期間が15年以上であって職務上特に功労があった者が退職したとき。
- (5) 前各号に準ずる特別の理由があつて理事長が特に退職金を増額する必要があると認めたととき。

(退職金の減額)

第5条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、第3条の規定による退職金の額から当該金額にそれぞれ各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額して支給することができる。

- (1) 自己の都合により退職した場合(出産若しくは婚姻又は第4条第1号、第3号及び第4号の規定に該当する場合を除く。) 100分の30以内の割合

- (2) 勤務成績が著しく不良のため退職させられた場合 100分の50以内の割合
 - (3) 第2条第2項ただし書に規定する理由に準ずる理由により退職した場合 100分の50以内の割合
- (退職金の減額の特例)

第6条 職員が、経済産業関係法人企業年金基金(以下「基金」という。)の加入員である期間(以下「加入員期間」という。)が15年以上で退職し、解雇され、又は死亡した場合は、第3条の規定による退職金の額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により算出した額(以下「対象額」という。)にその加入員期間に応じ次の各号の割合を乗じて得た額を減額して支給する。この場合において、対象額の算出の基礎となる基準額が基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって基準額とする。

なお、退職し、解雇され、又は死亡した月の前月(退職し、解雇され、又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職し、解雇され、又は死亡した月の前月(退職し、解雇され、又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

- (1) 加入員期間が15年の場合 100分の1.5の割合
 - (2) 加入員期間が15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えた割合
 - (3) 加入員期間が30年を超える場合 100分の3.0の割合
- 2 基金の加入員であったことにより既に退職金の減額を受けた者に対し退職金を支給する場合の減額する額は、前項の規定により勤続期間とみなされた全期間について、算出される減額すべき額から、第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。
- (1) 支給する退職金の額の算出の基礎となる基準額に基づいて、既に減額を受けた加入員期間について算出される対象額
 - (2) 既に減額を受けた加入員期間に対応する前項各号の割合
- 3 前2項の規定により減額される額は、支給する退職金の額をもって限度とする。(起訴中に退職した場合等の退職金の取扱い)

第7条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職金の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職金の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第9条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職金の支給の一時差し止め)

第8条 理事長は、退職した者に対しまだ退職金の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその

者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職金を支給することが、独立行政法人環境再生保全機構の業務に対する国民の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職金の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職金の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職金の返納)

第9条 退職した者に対し退職金の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職金を返納させることができる。

(勤続期間の計算)

第10条 退職金の額の算定の基礎となる勤続期間は、その者の職員として引き続いた在職期間(試用職員として常時勤務した期間を含む。)による。

2 前項の規定による在職期間は、その者が職員となった日の属する月から起算し、退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの年月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち、休職(業務上の傷病による休職及び通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。))による傷病による休職を除く。)、停職又は育児休業により現実に職務につかなかった期間がある月(現実に職務についた日のある月を除く。))があるときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))については、その月数の3分の1に相当する月数(1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を前2項の規定により算出した在職期間から除算する。

4 退職金の額の算定については、前3項の規定により算出した在職期間に1年未満の端数があるときは、その端数相当分は月割をもって計算する。

5 第2条第2項の勤続期間の計算は、第2項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職し、解雇され、又は死亡した日までの満月数による。

(国等の機関から復帰した職員に対する在職期間等の特例)

第11条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人若しくは地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者

となった場合に職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用されている者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(弔慰金の額)

第12条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における基準額に100分の400を乗じて得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、父母の養父母を先順位、父母の実父母を後順位とし、第3号に掲げる者については、職員と親等の近い者を先順位とする。
 - 3 退職手当の受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第14条 第2条に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民

票その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(退職手当の支給)

第15条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(端数計算)

第16条 退職手当の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(実施細則)

第17条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人環境再生保全機構の設立の際、公害健康被害補償予防協会(以下「旧協会」という。)又は環境事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職していた者であって、引き続き機構の職員となったものに対する退職金の計算にあたっては、第10条及び第11条の規定にかかわらず旧協会又は旧事業団の職員としての在職した期間は機構の職員として在職したものとみなして、この規程の定めるところにより退職金を支給する。
- 3 昭和62年4月1日において旧協会に在職していた職員の、同年3月31日まで引き続き勤務する期間は、第6条に規定する加入員期間に含めるものとする。
- 4 当分の間、この規程の施行日以降に退職し、解雇され、又は死亡した職員に対する退職金の額は、第3条の規定により計算した額に、退職し、解雇され、又は死亡した時期に応じそれぞれ次の表の割合を乗じて得た額とする。

期間	割合
平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の95.345
平成26年7月1日から平成27年3月31日まで	100分の90.163
平成27年4月1日から平成30年1月31日まで	100分の92.711
平成30年2月1日以降	100分の89.291

附 則(平成25年9月10日規程第24号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月28日規程第40号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員退職手当規程(平成16年規程第10号)第11条第1項の規定は平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日前に特定独立行政法人から復帰した職員に対する在職期間等の特例)
- 2 前項の適用の日前に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律

第66号)による改正前の独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人から復帰した職員に対する第11条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成30年1月31日規程第2号)
この規程は、平成30年2月1日から施行する。